

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第1号

道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(放置違反金の納付命令)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 前項の放置違反金納付命令書及びこれに基づき発行する香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。)第28条第1項の納入通知書に指定する<u>納期限</u>は、放置違反金納付命令書を発する日から起算して13日を経過した日とする。ただし、その日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日(以下「銀行の休日」という。)に当たる場合は、<u>納期限</u>を放置違反金納付命令書を発する日から起算して13日を経過した日後の最初の銀行の休日でない日とする。</p> <p>(仮納付)</p> <p>第11条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第51条の4第12項の規定による仮納付に係る金額の返還(以下「仮納付金の返還」という。)は、別記様式第15号の5の<u>納付金返還(還付)通知書</u>により、前項の放置違反金の納付命令をしない旨の通知書に併せて通知して行うものとする。</p> <p>4 前項の通知を受けた者は、別記様式第15号の6の<u>納付金返還(還付)請求書</u>を提出しなければならない。</p> <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第11条の5 法第51条の4第13項前段の規定による督促(以下「督促」という。)は、放置違反金納付命令書に指定した<u>納期限</u>の翌日から起算して20日以内に、別記様式第15号の7の督促状により行うものとする。</p> <p>2 前項の督促状の<u>指定納期限</u>は、督促状を発する日から起算して<u>10日</u>を経</p>	<p>(放置違反金の納付命令)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 前項の放置違反金納付命令書及びこれに基づき発行する香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号。以下「会計規則」という。)第28条第1項の納入通知書に指定する<u>納付の期限</u>は、放置違反金納付命令書を発する日から起算して13日を経過した日とする。ただし、その日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日(以下「銀行の休日」という。)に当たる場合は、<u>納付の期限</u>を放置違反金納付命令書を発する日から起算して13日を経過した日後の最初の銀行の休日でない日とする。</p> <p>(仮納付)</p> <p>第11条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第51条の4第12項の規定による仮納付に係る金額の返還(以下「仮納付金の返還」という。)は、別記様式第15号の5の<u>納付金返還通知書</u>により、前項の放置違反金の納付命令をしない旨の通知書に併せて通知して行うものとする。</p> <p>4 前項の通知を受けた者は、別記様式第15号の6の<u>納付金返還請求書</u>を提出しなければならない。</p> <p>(督促及び延滞金)</p> <p>第11条の5 法第51条の4第13項前段の規定による督促(以下「督促」という。)は、放置違反金納付命令書に指定した<u>納付の期限</u>の翌日から起算して20日以内に、別記様式第15号の7の督促状により行うものとする。</p> <p>2 前項の督促状に指定する<u>指定納付期限</u>は、督促状を発する日から起算し</p>

過した日とする。ただし、その日が銀行の休日に当たる場合は、指定納期限を督促状を発する日から起算して10日を経過した日後の最初の銀行の休日でない日とする。

3 督促を行ったときは、次に掲げる場合を除き、法第51条の4第13項後段の規定に基づき、放置違反金納付命令書に指定した納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その放置違反金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(1) 納付命令を受けた者が災害により放置違反金納付命令書に指定した納期限までに放置違反金を納付することができなかったとき。

(2) 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、放置違反金納付命令書に指定した納期限までに放置違反金を納付することができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるとき。

4 略

(滞納処分)

第11条の6 督促を受けた者が、放置違反金及び前条第3項の規定による延滞金(以下「延滞金」という。)を督促状の指定納期限までに納付しないときは、法第51条の4第14項前段の規定に基づき、県税の滞納処分の例により、徴収するものとする。この場合において、使用する書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(13) 略

2・3 略

(納付命令の取消し等)

第11条の7 略

2 法第51条の4第17項後段の規定による放置違反金及び延滞金に相当する金額の還付(以下「放置違反金等の還付」という。)は、別記様式第15号の5の納付金返還(還付)通知書により、前項の放置違反金納付命令取消通知書に併せて通知して行うものとする。

3 前項の通知を受けた者は、別記様式第15号の6の納付金返還(還付)請求書を提出しなければならない。

(書類の送達及び公示送達)

第11条の8 略

て9日を経過した日とする。ただし、その日が銀行の休日に当たる場合は、指定納付期限を督促状を発する日から起算して9日を経過した日後の最初の銀行の休日でない日とする。

3 督促を行ったときは、次に掲げる場合を除き、法第51条の4第13項後段の規定に基づき、放置違反金納付命令書に指定した納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その放置違反金の額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(1) 納付命令を受けた者が災害により放置違反金納付命令書に指定した納付の期限までに放置違反金を納付することができなかったとき。

(2) 略

(3) 前2号に掲げる場合のほか、放置違反金納付命令書に指定した納付の期限までに放置違反金を納付することができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるとき。

4 略

(滞納処分)

第11条の6 督促を受けた者が、放置違反金及び前条第3項の規定による延滞金(以下「延滞金」という。)を督促状に指定した指定納付期限までに納付しないときは、法第51条の4第14項前段の規定に基づき、県税の滞納処分の例により、徴収するものとする。この場合において、使用する書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(13) 略

2・3 略

(納付命令の取消し等)

第11条の7 略

2 法第51条の4第17項後段の規定による放置違反金及び延滞金に相当する金額の還付(以下「放置違反金等の還付」という。)は、別記様式第15号の5の納付金返還通知書により、前項の放置違反金納付命令取消通知書に併せて通知して行うものとする。

3 前項の通知を受けた者は、別記様式第15号の6の納付金返還請求書を提出しなければならない。

(書類の送達及び公示送達)

第11条の8 略

- 2 略
- 3 略

- (1) 略
- (2) 仮納付金の返還の通知 別記様式第15号の24の納付金返還（還付）通知公示送達書
- (3)・(4) 略
- (5) 放置違反金等の還付の通知 別記様式第15号の24の納付金返還（還付）通知公示送達書

（講習の細目）

第90条 第85条から前条まで及び施行規則に定めるもののほか、法第108条の2第1項各号及び第89条の2各号に掲げる講習並びに認知機能検査員講習について必要な細目は、警察本部長が定める。

- 2 略
- 3 次の各号に掲げるものについて公示送達を行う場合は、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 略
- (2) 仮納付金の返還の通知 別記様式第15号の24の納付金返還通知公示送達書
- (3)・(4) 略
- (5) 放置違反金等の還付の通知 別記様式第15号の24の納付金返還通知公示送達書

（講習の細目）

第90条 第85条から前条まで及び施行規則に定めるもののほか、法第108条の2第1項各号及び前条各号に掲げる講習について必要な細目は、警察本部長が定める。

別記様式第15号（第11条の2関係）

放置違反金納付命令書

第 号
年 月 日

〒 —

殿

香川県公安委員会 ㊟

道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。

なお、放置違反金の納付は、添付の納入通知書により、下記の納期限までに全額を納付してください。

命 令 の 件 名	
放 置 違 反 金 の 額	円
納 期 限	年 月 日
納 付 の 場 所	
納 付 命 令 の 理 由	

- 注意事項 1 放置違反金の納付をしない場合は、法令の規定により、この命令の対象となっている車両の車検を拒否されることとなります。
- 2 一定の期間内に、この命令の対象となっている車両について、一定回数以上の放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、当該車両の使用制限命令を受けることがあります。
- 3 放置違反金の納付に当たっては、先に仮納付用として送達した納付書は使用せず、添付の納入通知書により添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号（第11条の2関係）

放置違反金納付命令書

第 号
年 月 日

〒 —

殿

香川県公安委員会 ㊟

道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。

なお、放置違反金の納付は、添付の納入通知書により、下記の納付の期限までに全額を納付してください。

命 令 の 件 名	
放 置 違 反 金 の 額	円
納 付 の 期 限	年 月 日
納 付 の 場 所	
納 付 命 令 の 理 由	

- 注意事項 1 放置違反金の納付をしない場合は、法令の規定により、この命令の対象となっている車両の車検を拒否されることとなります。
- 2 一定の期間内に、この命令の対象となっている車両について、一定回数以上の放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、当該車両の使用制限命令を受けることがあります。
- 3 放置違反金の納付に当たっては、先に仮納付用として送達した納付書は使用せず、添付の納入通知書により添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の5（第11条の4、第11条の7関係）

納付金返還（還付）通知書		第 号 年 月 日
〒 ー 殿	香川県警察本部長 印	
あなたから納付のあった放置違反金の納付命令に係る納付金等（仮納付金）		
円を返還（還付）するので、道路交通法施行細則第11条の4第3項第11条の7第2項の規定により通知します。		
<p>なお、納付金の返還（還付）は、口座振替又は香川県指定金融機関（百十四銀行）の窓口での現金受取りのいずれかを選択することができます。次の要領に従って手続をしてください。</p> <p>1 納付金返還（還付）請求書の作成（添付の納付金返還（還付）請求書を使用してください。）</p> <p>(1) 住所、氏名、電話番号（日中に連絡を取ることができるもの）等を記入してください。</p> <p>(2) 氏名の後に押印をしてください。</p> <p>(3) 支払方法の選択をしてください。</p> <p>ア 口座振替払を選択した場合は、入金希望する口座について、次の事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関名（ゆうちょ銀行は、取扱いができません。） ・ 店舗名（本店又は支店等の名称） ・ 預金種目（普通又は当座のいずれかにL印を付すこと。） ・ 口座番号 ・ 口座名義 <p>イ 現金払を選択した場合は、次の事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関名（百十四（銀行）と記載すること。） ・ 店舗名（受取りを希望する百十四銀行の本店又は支店の名称） ・ 印影届の欄に押印してください。 <p>2 作成した納付金返還（還付）請求書は、返信用封筒を使用して郵送してください。</p> <p>3 支払の確認等</p> <p>(1) 口座振替払の場合は、請求の日からおおむね1月以内に指定の口座に入金がありますので、御自分で確認をお願いします。</p> <p>(2) 現金払の場合は、支払に先立って、香川県から支払案内書が郵送されます。この支払案内書及び印影届欄に押印した印鑑並びに身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参して、指定の百十四銀行の本支店で現金を受け取ってください。</p> <p>(3) 1月を過ぎても口座への入金を確認できない場合又は支払案内書が送付されない場合は、香川県警察本部 まで連絡してください。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の5（第11条の4、第11条の7関係）

納付金返還通知書		第 号 年 月 日
〒 ー 殿	香川県警察本部長 印	
あなたから納付のあった放置違反金の納付命令に係る納付金等（仮納付金）		
円を返還するので、道路交通法施行細則第11条の4第3項第11条の7第2項の規定により通知します。		
<p>なお、納付金の返還は、口座振替又は香川県指定金融機関（百十四銀行）の窓口での現金受取りのいずれかを選択することができます。次の要領に従って手続をしてください。</p> <p>1 納付金返還請求書の作成（添付の納付金返還請求書を使用してください。）</p> <p>(1) 住所、氏名、電話番号（日中に連絡を取ることができるもの）等を記入してください。</p> <p>(2) 氏名の後に押印をしてください。</p> <p>(3) 支払方法の選択をしてください。</p> <p>ア 口座振替払を選択した場合は、入金希望する口座について、次の事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関名（ゆうちょ銀行は、取扱いができません。） ・ 店舗名（本店又は支店等の名称） ・ 預金種目（普通又は当座のいずれかにL印を付すこと。） ・ 口座番号 ・ 口座名義 <p>イ 現金払を選択した場合は、次の事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関名（百十四（銀行）と記載すること。） ・ 店舗名（受取りを希望する百十四銀行の本店又は支店の名称） ・ 印影届の欄に押印してください。 <p>2 作成した納付金返還請求書は、返信用封筒を使用して郵送してください。</p> <p>3 支払の確認等</p> <p>(1) 口座振替払の場合は、請求の日からおおむね1月以内に指定の口座に入金がありますので、ご自分で確認をお願いします。</p> <p>(2) 現金払の場合は、支払に先立って、香川県から支払案内書が郵送されます。この支払案内書及び印影届欄に押印した印鑑並びに身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参して、指定の百十四銀行の本支店で現金を受け取ってください。</p> <p>(3) 1月を過ぎても口座への入金を確認できない場合又は支払案内書が送付されない場合は、香川県警察本部 まで連絡してください。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の6 (第11条の4、第11条の7関係)

納付金返還(還付)請求書

香川県警察本部長 殿

郵便番号 □□□ - □□□□
 住 所
 氏 名 ㊞
 電話番号 () -

年 月 日付け第 号の納付金返還(還付)通知書による放置違反金の納付命令に係る納付金等(仮納付金)の返還(還付)の通知に基づき、次のとおり、その返還(還付)を請求します。

金 円也

支払の方法	口座振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支)店							現金払 <input type="checkbox"/>
		預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座番号				
		(フリガナ) 口座名義							

注意事項

- 希望する支払の方法の□の箇所にㄥ印を付してください。
- 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所にㄥ印を付してください。
- 現金払は、指定金融機関とその店舗名を記載してください。
- 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印(代理受領者にあつては、代理受領者の印)を押してください。

印影届

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の6 (第11条の4、第11条の7関係)

納付金返還請求書

香川県警察本部長 殿

郵便番号 □□□ - □□□□
 住 所
 氏 名 ㊞
 電話番号 () -

年 月 日付け第 号の納付金返還通知書による放置違反金の納付命令に係る納付金等(仮納付金)の返還の通知に基づき、次のとおり、その返還を請求します。

金 円也

支払の方法	口座振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支)店							現金払 <input type="checkbox"/>
		預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座番号				
		(フリガナ) 口座名義							

注意事項

- 希望する支払の方法の□の箇所にㄥ印を付してください。
- 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□の箇所にㄥ印を付してください。
- 現金払は、指定金融機関とその店舗名を記載してください。
- 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印(代理受領者にあつては、代理受領者の印)を押してください。

印影届

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の7（第11条の5関係）

督 促 状 第 号 年 月 日 〒 ー	第 号 年 月 日																				
殿 香川県公安委員会 画 年 月 日付け第 号の放置違反金納付命令書により命令した 放置違反金の納付については、その納期限（ 年 月 日）を経過して も未納となっておりますので、道路交通法第51条の4第13項の規定により督促しま す。 下記の指定納期限までに、添付の納付書により、放置違反金及び延滞金の全額を 納付してください。 指定納期限までに納付されないときは、道路交通法第51条の4第14項及び道路交 通法施行細則第11条の6の規定により、強制徴収を実施します。 なお、この督促状が到達する前に納付済みの場合は、行き違いですので御了承願 います。																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>命 令 の 件 名</td><td></td></tr> <tr><td>放 置 違 反 金 の 額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納 付 の 期 限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>指 定 納 付 期 限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>納 付 の 場 所</td><td></td></tr> </table>	命 令 の 件 名		放 置 違 反 金 の 額	円	納 付 の 期 限	年 月 日	指 定 納 付 期 限	年 月 日	納 付 の 場 所		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>命 令 の 件 名</td><td></td></tr> <tr><td>放 置 違 反 金 の 額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納 付 の 期 限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>指 定 納 付 期 限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>納 付 の 場 所</td><td></td></tr> </table>	命 令 の 件 名		放 置 違 反 金 の 額	円	納 付 の 期 限	年 月 日	指 定 納 付 期 限	年 月 日	納 付 の 場 所	
命 令 の 件 名																					
放 置 違 反 金 の 額	円																				
納 付 の 期 限	年 月 日																				
指 定 納 付 期 限	年 月 日																				
納 付 の 場 所																					
命 令 の 件 名																					
放 置 違 反 金 の 額	円																				
納 付 の 期 限	年 月 日																				
指 定 納 付 期 限	年 月 日																				
納 付 の 場 所																					
延滞金について 道路交通法第51条の4第13項及び道路交 通法施行細則第11条の5第3項の規定により、先の放置違反金納付命 令書において指定した納期限の翌日から納付の日までの 日数に応じ、その放置違反金の額につき年14.5パーセン トの割合で計算した延滞金を徴収します。 延滞金の額は、1年を365日として計算し、計算した 延滞金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその 全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はそ の全額を切り捨てた額とします。	延滞金について 道路交通法第51条の4第13項及び道路交 通法施行細則第11条の5第3項の規定により、先の放置違反金納付命 令書において指定した納付の期限の翌日から納付の日ま での日数に応じ、その放置違反金の額につき年14.5パー セントの割合で計算した延滞金を徴収します。 延滞金の額は、1年を365日として計算し、計算した 延滞金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその 全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はそ の全額を切り捨てた額とします。																				
注意事項 1 放置違反金の納付をしない場合は、法令の規定により、この命令の 対象となっている車両の車検を拒否されることとなります。 2 一定の期間内に、この命令の対象となっている車両について、一定 回数以上の放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、 当該車両の使用制限命令を受けることがあります。 3 放置違反金及び延滞金の納付に当たっては、先に送達した納入通知 書は使用せず、添付の納付書により納付してください。																					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号の7（第11条の5関係）

督 促 状 第 号 年 月 日 〒 ー	第 号 年 月 日																				
殿 香川県公安委員会 画 年 月 日付け第 号の放置違反金納付命令書により命令した 放置違反金の納付については、その納付の期限（ 年 月 日）を経過 しても未納となっておりますので、道路交通法第51条の4第13項の規定により督促 します。 下記の指定納付期限までに、添付の納付書により、放置違反金及び延滞金の全額 を納付してください。 指定納付期限までに納付されないときは、道路交通法第51条の4第14項及び道路 交通法施行細則第11条の6の規定により、強制徴収を実施します。 なお、この督促状が到達する前に納付済みの場合は、行き違いですのでご了承願 います。																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>命 令 の 件 名</td><td></td></tr> <tr><td>放 置 違 反 金 の 額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納 付 の 期 限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>指 定 納 付 期 限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>納 付 の 場 所</td><td></td></tr> </table>	命 令 の 件 名		放 置 違 反 金 の 額	円	納 付 の 期 限	年 月 日	指 定 納 付 期 限	年 月 日	納 付 の 場 所		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>命 令 の 件 名</td><td></td></tr> <tr><td>放 置 違 反 金 の 額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納 付 の 期 限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>指 定 納 付 期 限</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>納 付 の 場 所</td><td></td></tr> </table>	命 令 の 件 名		放 置 違 反 金 の 額	円	納 付 の 期 限	年 月 日	指 定 納 付 期 限	年 月 日	納 付 の 場 所	
命 令 の 件 名																					
放 置 違 反 金 の 額	円																				
納 付 の 期 限	年 月 日																				
指 定 納 付 期 限	年 月 日																				
納 付 の 場 所																					
命 令 の 件 名																					
放 置 違 反 金 の 額	円																				
納 付 の 期 限	年 月 日																				
指 定 納 付 期 限	年 月 日																				
納 付 の 場 所																					
延滞金について 道路交通法第51条の4第13項及び道路交 通法施行細則第11条の5第3項の規定により、先の放置違反金納付命 令書において指定した納期限の翌日から納付の日までの 日数に応じ、その放置違反金の額につき年14.5パーセン トの割合で計算した延滞金を徴収します。 延滞金の額は、1年を365日として計算し、計算した 延滞金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその 全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はそ の全額を切り捨てた額とします。	延滞金について 道路交通法第51条の4第13項及び道路交 通法施行細則第11条の5第3項の規定により、先の放置違反金納付命 令書において指定した納付の期限の翌日から納付の日ま での日数に応じ、その放置違反金の額につき年14.5パー セントの割合で計算した延滞金を徴収します。 延滞金の額は、1年を365日として計算し、計算した 延滞金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその 全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はそ の全額を切り捨てた額とします。																				
注意事項 1 放置違反金の納付をしない場合は、法令の規定により、この命令の 対象となっている車両の車検を拒否されることとなります。 2 一定の期間内に、この命令の対象となっている車両について、一定 回数以上の放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、 当該車両の使用制限命令を受けることがあります。 3 放置違反金及び延滞金の納付に当たっては、先に送達した納入通知 書は使用せず、添付の納付書により納付してください。																					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部改正)

第2条 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(意見の聴取の公示手続)</p> <p>第6条 道路交通法第104条第1項(同法第104条の2の2第6項及び第107条の5第4項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の期日及び場所の公示は、別記様式第6号に準じて行うものとする。</p>	<p>(意見の聴取の公示手続)</p> <p>第6条 道路交通法第104条第1項(同法第104条の2の2第6項及び第107条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の期日及び場所の公示は、別記様式第6号に準じて行うものとする。</p>

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第3条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)					
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	
1~29 略					1~29 略					
30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	略				30 道路交通法(昭和35年法律第105号)	略				
(1)~(12) 略					(1)~(12) 略					
(13) 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)	第4条第1項第3号カ~第11条の4第1項 略					(13) 道路交通法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第3号)	第4条第1項第3号カ~第11条の4第1項 略			
	第11条の4第3項	納付金返還(還付)通知書による通知		*○	第11条の4第3項		納付金返還通知書による通知		*○	
	第11条の4第4項	納付金返還(還付)請求書の受理		*○	第11条の4第4項		納付金返還請求書の受理		*○	
	第11条の6第2項・第11条の6第3項 略						第11条の6第2項・第11条の6第3項 略			
	第11条の7第2項	納付金返還(還付)通知書による通知		*○	第11条の7第2項		納付金返還通知書による通知		*○	
	第11条の	納付金返還(還付)		*○	第11条の		納付金返還請求書の		*○	

	7 第3項 請求書の受理		
	第11条の8 第3項～第113条 略		
	(14)・(15) 略		
31～99 略			
備考 略			

	7 第3項 受理		
	第11条の8 第3項～第113条 略		
	(14)・(15) 略		
31～99 略			
備考 略			

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条中道路交通法施行細則第11条の4、第11条の7、第11条の8、別記様式第15号の5、別記様式第15号の6及び別記様式第15号の24の改正規定並びに第3条の改正規定は、公布の日から施行する。